

計量法（平成四年法律第五十一号）第一百一条第三項において準用する同法第六十六条の規定によって指定外国製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第一百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和八年五月二十九日

経済産業大臣 赤澤 亮正

指定番号	〇八PH〇一
指定年月日	平成二十三年六月二十九日
失効年月日	平成二十七年二月一日
事業の区分の略称	抵抗体温計
製造事業者の名称	セブミツミ インコーポレ イテッド
指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地	セブミツミ インコーポレイテッド MRI Special Economic Zone Sabang, Danao City Cebu, Philippines 6004